

議案第 107 号

燕市公告式条例の一部改正について

燕市公告式条例（平成18年燕市条例第3号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市公告式条例の一部を改正する条例

燕市公告式条例(平成18年燕市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表」を「燕市役所」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 電磁的記録による条例の公布は、前項の規定にかかわらず、市ウェブサイト
に設置した掲示場に掲示して行う。

第3条から第5条までを次のように改める。

(市長の定める規則の公布)

第3条 市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、規則について準用する。

(市長の定める規程の公表)

第4条 第2条第2項及び第3項並びに前条第1項の規定は、市長の定める規程で公表を要するものについて準用する。

(市の機関の定める規則及び規程の公表)

第5条 第2条第2項及び第3項並びに第3条第1項の規定は、市の機関(市長を除く。以下同じ。)の定める規則及びその他の規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「市長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。